

【C】「ジュニアアスリート遠征・合宿事業」実施要項

1 目的

競技団体が行う優秀なジュニアアスリートの計画的・継続的な育成・強化活動を支援することにより、一貫指導体制の構築及び本県競技力の基盤整備を図る。

2 補助対象競技

県スポーツ協会加盟団体対象40競技団体（ジュニアのないクレー射撃を除く）のうち希望する団体

①水泳 ②ローイング ③セーリング ④カヌー ⑤陸上 ⑥サッカー ⑦テニス ⑧ホッケー ⑨ボクシング
⑩バレーボール ⑪体操 ⑫バスケットボール ⑬レスリング ⑭ウエイトリフティング ⑮ハンドボール
⑯自転車 ⑰ソフトテニス ⑱卓球 ⑲軟式野球 ⑳相撲 ㉑馬術 ㉒フェンシング ㉓柔道 ㉔ソフトボール
㉕バドミントン ㉖弓道 ㉗ライフル ㉘剣道 ㉙ラグビー ㉚山岳・SC ㉛アーチェリー ㉜空手道 ㉝銃剣道
㉞なぎなた ㉟ボウリング ㊱ゴルフ ㊲トライアスロン ㊳スケート ㊴アイスホッケー ㊵スキー

3 補助対象事業

- ① 競技力の高い小、中学生が出場する全国大会等への参加
- ② 小、中、高校生を対象とした計画的・効果的な強化合宿や遠征
※校種をまたがって実施することが望ましい。
- ③ 中央競技団体が実施する選抜された選手によるプログラム等への参加

4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月末まで

5 希望調査期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月27日（金）

6 補助額

事務局で精査のうえ、経費の一部を補助する。

7 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

8 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

9 留意事項

- (1) 一貫指導育成体制構築を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
- (2) 原則として県内全域を対象とすること。
また、高校生は原則、県選手強化推進実行委員会の指定選手であること。
- (3) 選手の育成にあたっては、県立スポーツ科学情報センターの測定を積極的に活用すること。
特に、小学生については、神経系や調整力等を高めるトレーニングを取り入れること。
- (4) 練習会や合宿については、年間を通して継続的に実施すること。
- (5) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- (6) 申請書等は事業実施1ヶ月前に提出すること。様式C-1及びC-1-①～③
- (7) 実績報告書等については、事業完了後1ヶ月以内または、令和9年4月5日のいずれかの早い時期までに提出すること。様式C-2及びC-2-①～⑥
- (8) 報告については、領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (9) 押印の取扱いについて
様式C-1「補助金交付申請書（交付申請書）」は、署名又は記名公印
様式C-2-④「謝金領収書」、様式C-2-⑤「交通費支払調書」は、署名又は押印
様式C-1「補助金交付申請書（実施希望調査申請書）」、様式C-2「補助金実績報告書」は、公印不要で事務処理すること。